

1人1台学習用貸与コンピュータ 利用規程

和歌山県教育委員会

1 目的

本規程は、児童生徒に貸与する1人1台学習用コンピュータ（以下「貸与コンピュータ」という。）の利用に伴い、情報漏えい・改ざん・破損・紛失を防止し、学習ツールとして効果的に活用することを目的に定めるものとする。

2 貸与コンピュータの使用者

県立学校の児童生徒

3 対象機器

令和2年度以降に導入した貸与コンピュータ

4 貸与コンピュータの取扱いに係る遵守事項

(1) 取扱いについて

学校からの貸与物のため、以下の点に注意し利用すること。

- ・ 本体を置いている机での飲食及び飲物を置くなどの行為を禁じる。
- ・ 本体を保護する観点から、校外への持ち出し時は必ずカバーを装着すること。なお、付属品にカバーがない場合は、保護できるバックや袋を準備すること。
- ・ 本体や付属品に貼付された管理番号シールを剥がしたり、貼り替えたりしないこと。また、管理責任者以外の者が、これ以外のシールを貼ったり、文字等を書いたりしないこと。
- ・ USBメモリ等の外部記録装置や通信が発生する機器の接続・利用をしないこと。
- ・ 学校から指示のないファイルのダウンロード及びアプリケーションのインストール又はアンインストールをしないこと。
- ・ 破損・紛失・盗難がないよう適切に管理すること。
- ・ 転出、卒業等により児童生徒の在籍期間が終了する際、又は、BYODにより貸与コンピュータが不要となった際は、遅滞なく貸与コンピュータ（付属品を含む。）を学校に返却すること。

(2) 校内ネットワークの利用について

- ・ 学習活動に関係のない目的で利用しないこと。
- ・ ウイルス感染等、セキュリティリスクが発生した場合は、すみやかにネットワークの接続を停止するとともに、教職員に連絡すること。

(3) クラウドサービス（学校用）の利用について

- ・ クラウドサービスは学校が許可したクラウドサービスを利用すること。
- ・ 利用の主な目的は、学習プロセスの記録と学習成果物の保存とし、クラウド内は授業

者の指示に従い運用すること。

- ・クラウドサービスを利用するためのアカウント・パスワードは、第三者に知られないよう管理を徹底すること。

(4) 家庭利用について

- ・貸与コンピュータは、原則自宅内での使用とし、自宅学習以外の目的に使用しないこと。
- ・自宅で使用した後は、自宅で十分に充電して学校へ持参すること。
- ・自宅にある無線LANルータ等の通信機器への回線接続に関しては、各自で対応すること。
- ・自宅に無線LAN等の通信環境が整っていない場合は、学校が放課後等に開放する教室の校内無線LANを活用し、学習を行うことができる。
- ・健康に留意し、長時間の使用は控えるようにすること。

(5) 個人情報の取扱い等について

- ・インターネット上に個人情報、各種アカウント・パスワード等を公開しないこと。
- ・インターネット上のトラブル等があった場合は、直ちに教職員に連絡すること。
- ・情報を発信する場合は、人権及び著作権、情報モラル等に十分配慮すること。

(6) トラブル発生時の対応について

- ・自然故障の場合は、教職員に報告し、修理または交換に要する期間は代替機を使用すること。
- ・破損・紛失等、端末を正常に使用できない状態になった場合は、すみやかに教職員にその日時、場所、状況等の詳細を報告すること。
- ・故意または重大な過失による破損や用途外使用による不具合等については、児童生徒又はその保護者において、原状復旧等を行う必要が生じる場合がある。
- ・紛失した場合は、第三者による不正使用防止を第一に考え、速やかに教職員に報告すること。盗難被害の場合は、併せて警察に届け出て、その証明を受けること。

5 その他

- ・学校及び県教育委員会は、トラブル発生時の原因等究明のため、校内ネットワークの使用状況や履歴（操作や送受信記録など）をすべてログで管理する。
- ・校内ネットワークの利用に関連して利用者に損害が生じた場合には、当該利用者の責任において対処すること。また、校内ネットワークは、間断のない利用を保証するものではない。

(令和8年1月30日 一部改正)